

広陵町長等交際費の支出及び公表に関する基準

広陵町長交際費の支出及び公表に関する基準（平成28年6月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、町長等（町長及び副町長をいう。）又は町長等に代わって出席する職員が、町政の円滑な運営を図るため、町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出基準）

第2条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる額をもって行うこととし、その基準は、次表のとおりとする。ただし、これによりがたい事例が生じた場合は、町政への関わりを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

支出区分	支出内容	上限額等
慶祝費	祝事、記念行事、祝賀会等に対する御祝金の支出	上限3万円
弔慰費	別表に掲げる区分に応じて、町政関係者又はその親族の葬儀等に対する供花等に係る費用の支出	上限3万円

見舞金	町政関係者のうち町長が必要と認める者のり災に対する見舞金の支出	上限 1 万円
会費又は参加費	構成員として負担する会費又は祝事、記念行事、総会、祝賀会、新年会等への参加費の支出	案内状等に記載された額
渉外費	町政の発展に寄与すると認められる外部機関等との意見交換、折衝又は謝礼等に必要な費用の支出	上限 1 万円
激励金	個人又は団体が各種全国レベル以上の大会又はこれに相当する行事等に出場又は参加する場合において、表敬訪問を受けた際において、特に町長が必要と認める場合の激励金の支出（町費から別途激励金又は助成金を受けている若しくは受ける予定がある場合を除く。）	上限 1 万円
名刺代	名刺印刷に係る費用の支	印刷実費

	出	
その他	上記のほか、町政発展に寄与すると認められる個人又は団体との関係性維持のための支出及び町長が特に必要と認める経費の支出	上限 3 万円

2 前項に規定する交際費は、次に掲げる場合に該当するときは支出することができない。

(1) 歓送迎会、忘年会、新年会及び懇親会等で飲食のみを目的とする支出

(2) 国、県及び市町村の職員を対象とする支出。ただし、町の宣伝を目的とするもので、町長が特に必要と認めるものは除く。

(3) 政治活動（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 8 条の 2 に基づく政治資金パーティを含む。）に関わる支出

(4) 町の補助金等を受けて実施する事業に関わる支出。ただし、町長が特に必要と認めるものは除く。

（公表する内容）

第 3 条 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）

は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、広陵町情報公開条例（平成 12 年 12 月広陵町条例第 7 号）第 10 条各号に掲げる不開示情報については公表しないものとする。

(1) 支出の日 交際費の支出日

(2) 支出区分 交際費支出区分(第2条の表中の支出区分)

(3) 支出金額 交際費の支出額

(4) 支出内容 交際費の支出内容

(5) 支出先等 交際費の支出先

(公表の時期及び方法)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日(その日が、広陵町の休日を定める条例(平成2年9月広陵町条例第9号)に定める町の休日に当たるときは、その日以後で最も近い休日でない日)までに行うものとする。

2 交際費の公表は、広陵町ホームページへの掲載により行うものとする。

(改正)

第5条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに社会経済状況の変化及び町政運営状況に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

町政関係者等区分	本人	親族
名誉町民	○	○
自治功労者	○	○

町議会議員（現職）	○	○
町議会議員（元職） ※自治功労者を除く。	○	
町長・副町長・教育長（現職）	○	○
町長・副町長・教育長（元職） ※自治功労者を除く。	○	
関係公職者（現職） ※奈良県知事並びに関係する市 町村長、国会議員、奈良県議会 議員及び市町村議会議員	○	
その他	特に町長が必要と認めるもの	

備考

- この表において「親族」とは、配偶者、実父母又は実子（養父母及び養子を含む。）をいう。
- この表において「○」とは、弔意について支出することができることをいう。
- 親族への弔意に係る支出については、本人が存命中の場合に限る。
- 弔意は、原則、供花1基とするが、地域慣習を踏まえて町長が必要と認める場合は、この限りでない。

